令和元年第5回高松市議会定例会提出予定議案(別途送付分)

1 令和元年度高松市一般会計補正予算(第4号)

現計予算額160,546,692千円補 正 額165,552千円補 正 後160,712,244千円

2 令和元年度高松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

現計予算額 40,333,907千円 補 正 額 $\triangle 16,625$ 千円 相 正 後 40,317,282千円

3 令和元年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)

現計予算額1,242,875千円補 正 額2,155千円補 正 後1,245,030千円

4 令和元年度高松市病院事業会計補正予算(第2号)

現計予算額9,980,862千円補 正 額49,723千円補 正 後10,030,585千円

5 令和元年度高松市下水道事業会計補正予算(第1号)

現計予算額 21,301,954千円 補 正 額 \triangle 18,065千円 補 正 後 21,283,889千円

6 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正する 4,0

(1) 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとお り改定するもの

公布の日から施行 (1)、(3)は、R元. 12. 1 から適用 (2)は、R2.4.1から施

現行

改正後(1)

6月期 100分の167.5

12月期 100分の167.5 \rightarrow 100分の172.5 (100分の5)

間 100分の335 $\rightarrow 100分の340$ (100分の5)

(2) 令和2年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

改正後①

改正後②

6月期 100分の $167.5 \rightarrow 100$ 分の170(100分の2.5)

12月期 100分の172.5 \rightarrow 100分の170 (\triangle 100分の2.5)

間 100分の340

→ 100分の340

(3) 所要の規定整備をするもの

高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、 改正するもの

(1) 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとお り改定するもの

公布の日から施行

(1)、(3)は、R元. 12. 1 から適用

(2)は、R2.4.1から

現行

改正後①

6月期 100分の167.5

12月期 100分の $167.5 \rightarrow 100$ 分の172.5 (100分の5)

間 100分の335 $\rightarrow 100分の340$ (100分の5)

(2) 令和2年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

改正後(1)

改正後②

6月期 100分の $167.5 \rightarrow 100$ 分の170(100分の2.5)

12月期 100分の172.5 \rightarrow 100分の170 (\triangle 100分の2.5)

間 100分の340 → 100分の340

(3) 所要の規定整備をするもの

8 高松市職員の給与に関する条例及び高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す る条例の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定するた め、及び地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員 について給与上の取扱いを見直すため、改正するもの

公布の日から施行 (1)、(3)は、H31.4.1 から適用 (2)、(4)は、R2.4.1か ら施行

- (1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 給料表を引上げ改定するもの
 - イ 令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの (再任用職員以外の職員)

現行

改正後(1)

6月期 100分の92.5

12月期 100分の92. 5 \rightarrow 100分<u>の97. 5 (100分の5)</u>

間 100分の185 \rightarrow 100分の190 (100分の5)

- (2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 会計年度任用職員をこの条例を適用する職員から除くもの
 - イ 臨時的任用職員について、給与上の取扱いを見直すもの
 - ウ 令和2年度からの勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(再任用職員以外の職員)

改正後(1)

改正後②

6月期 100分の $92.5 \rightarrow 100$ 分の95 (100分の2.5)

12月期 100分の97.5 \rightarrow 100分の95 $(\triangle 100分の2.5)$

100分の190 → 100分の190

(3) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 ア 給料表を引上げ改定するもの

	現行
号給	給料月額
1	374,000円

	以止後
号給	給料月額
1	375,000円

イ 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの (任期付職員)

現行

改正後(1)

6月期 100分の167.5

12月期 100分 $\underline{0167.5} \rightarrow 100$ 分 $\underline{0172.5} (100$ 分 $\underline{05})$

年

間 100分の335 → 100分の340

(100分の5)

(4) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和2年度からの6月期及び12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(任期付職員)

改正後① 改正後② 改正後② おります。 おります。 おります。 おります。 おります。 さいます。 おります。 まります。 まります。 まります。 おります。 まります。 まりまります。 まります。 まりまります。 まります。 まりまります。 まります。 まります。 まります。 まります。 まります。 まります。 まります。 まりまり。 まります。 まりまり。 まります。 まります。 まります。 まりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまりまり。 まりまり。 まりまりまり。 まりまり。 まりまりまり。 まりまり。 まりまりまり。 まりまり。 まりまり。 まりまりまり。 まりまり。 まりまりまり。